

入札説明書

本入札説明書は、京都府（以下「府」という）が発注する洛西浄化センター産業廃棄物（廃油等）の処理処分及び収集運搬業務に係る委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第9章第6節、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第5章第6節及び京都府会計規則（昭和46年京都府規則第3号。以下「規則」という。）第7章の規定により行うものとしている。

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター産業廃棄物（廃油等）処分及び収集運搬業務委託一式

（処分 流4洛西第13号の303、収集運搬 流4洛西第12-01号の23）

(2) 業務を行う期間

契約日から令和5年3月31日までとする。

(3) 収集場所（産業廃棄物積込場所）

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター（長岡京市勝竜寺樋ノ口地内）

(4) 業務の方法等

別添仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号(075)954-1877

ファクシミリ番号(075)955-2224

(2) 入札説明書等の交付期間

令和4年7月25日(月)から令和4年7月29日(金)まで

(3) 入札説明書等の入手方法

原則として、(2)の期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(2)の期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の処理処分及び収集運搬を1社で行うもの（以下「単体業者」という。）又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないが、次に掲げる条件を全て（グループ業者にあつては、グループ業者のうち処分業者は(4)、収集運搬業者は(3)を除く。）満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (3) 産業廃棄物の処理処分業務を請け負う者
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に「廃油」及び「廃プラスチック類」が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「処分業者」という。）であること。
 - イ 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物処分」
 - ウ 廃油を自社の施設において処分ができる者であること。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「廃油」及び「廃プラスチック類」が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「収集運搬業者」という。）であること。
 - イ 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物収集運搬」
 - ウ 自動車による場合でかつ処分業者以外の者が収集運搬業者となる場合にあつては、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有し、かつ、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たしている車両を保有している者であること。
- (5) グループ業者の要件
 - ア 構成員の数は、2者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者1者及び収集運搬業者であるその他の構成員1者以上であること。
 - イ 代表者は、同一業務に対し重複して参加資格申請を行っていないこと。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、グループ業者にあつては、申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間

2の(2)と同じ。

(2) 提出書類

ア 確認申請書（様式1）

イ グループ業者として申請する者にあつては、共同入札願（様式2）

ウ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し
全ての構成員について提出すること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に「廃油」及び「廃プラスチック類」が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証の写し並びに同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「廃油」及び「廃プラスチック類」が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証の写し

オ 同種業務の受託実績調書（様式3）

規則第159条第2項第3号による契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去2年間に国又は地方公共団体（独立行政法人等は除く。）と直接締結した契約において、1の(1)で示した委託業務と同種かつ同等以上の履行実績を2件以上記入すること。

カ 同種業務の受託実績に係る契約書等の写し

キ 自動車による廃棄物の収集運搬を行う者にあつては、

① 貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可証の写し（処分業者以外の者が収集運搬業者となる場合のみ）

② 使用予定車両一覧表（様式4）

③ 自動車検査証の写し（②に記載した車両全てについて添付すること。）

④ 使用予定車両の荷台構造が仕様書に定める条件を満たすことを証明できるもの（当該部分のわかる写真等）（②に記載した車両全てについて添付すること。）

ク 収集運搬業者の構成員を2者以上として申請する場合にあつては、業務分担内訳表（様式5）

ケ 取引使用印鑑届（様式6）

全ての構成員について提出すること。

コ 権限を営業所長等に委任する場合にあつては、委任状（様式7）

(3) 提出方法及び提出場所

ア 持参により提出する場合

(1)の提出期間中（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）に、2の(1)の場所に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、令和4年8月3日（水）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類は、A4版で作成し、1部提出すること。

ウ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

5 質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。

(1) 質疑書（様式8）に要点を簡潔かつ明確に記載し、期日までにファクシミリで3の場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 受付期間

令和4年7月28日（木）午後5時15分まで

(3) 回答については、以下の期日までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

令和4年8月1日（月）

6 入札及び開札の日時、場所

(1) 日時

令和4年8月5日（金） 午後2時30分

(2) 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所4階大会議室

7 入札方法

(1) 入札者（グループ業者の場合は、代表者（処分業者）。以下同じ。）は、6の(1)に示す日時に、6の(2)に示す場所へ、入札書（様式9）及び内訳書（様式10）を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

また、入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(2) 代理人が入札する場合は、委任状（様式11）を提出しなければならない。

また、入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(3) 入札書及び内訳書は、必要事項を全て記入して、確認結果通知書の写しとともに封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に、氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「（業務名）入札書在中」と記載し、封筒の開口部を全て封印すること。ただし、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

(4) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの処分費及び収集運搬費を設定することを条件とする。

(5) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (6) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- (7) 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (8) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（予定数量に対する総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札回数は、2回までとする。
- (11) 再度入札を行う場合は、次による。
 - ア 再度入札を行う場合においては、前回の入札のうちの最低の入札価格（処分費と収集運搬費の合計額）のみを発表するものとする。
 - イ 次に該当する者は、再度入札することはできない。
 - (イ) 無効の入札をした者
 - (イ) 当初の入札に出席していない者
 - ウ 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。
 - エ 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者を入札場から退場してはならない。

8 落札者の決定方法

- (1) 京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条の規定により例によることとされる規則第145条の予定価格の制限の範囲内で合計金額の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。
 - なお、くじの方法は次のとおりとする。
 - ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。
 - イ アの結果、先順位の者から順次くじを引き落札者を決定する。
 - ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退しくじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

9 無効及び失格

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

- (1) 3に掲げる資格のない者の行った入札

- (2) 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- (6) 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- (7) 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- (8) 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- (9) 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- (10) 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者
- (11) その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 契約書の作成

要する。

12 入札保証金

免除する。

13 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

15 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

16 その他

前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。